

富山市民病院告示第1号

入札公告

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年7月9日

富山市民病院事業管理者 泉 良 平

1 入札に付する公有財産

	所在地	地目	面積(m ²)	予定価格(円)	現地説明会
1	旭町3番14	宅地	314.34	15,800,000	現地説明会は行わない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加できない。

- (1) 令第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 令第167条の4第2項の適用を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第4号までに該当する者
- (4) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（入札に参加する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 役員等が相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(5) 市町村税及び国税を滞納している者

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に基づく観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はその関係者

(7) 本入札に係る事務に従事する本病院職員

3 入札に関する情報を示す期間及び場所

(1) 期間

平成30年7月9日から同年7月30日まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 場所 富山市民病院経営管理課管財係（富山市民病院2階）

4 入札参加の申請

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び富山市病院事業管理者が指定する書類について、次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出方法及び提出期間

ア 提出方法 持参又は郵送等

イ 提出期間

(ア) 持参による場合

平成30年7月9日午前8時30分から同年7月30日午後5時15分まで（休日を除く。）

(イ) 郵送等による場合

平成30年7月9日午前8時30分から同年7月30日正午（休日を除く。）まで必着とする。なお、郵送による場合は簡易書留とする。

(2) 提出先 富山市民病院経営管理課管財係（富山市民病院 2 階）

(3) 富山市民病院事業管理者が指定する書類

ア 入札参加申請書

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

ウ 現在全部事項証明書（法人に限る。）

エ 納税証明書（市町村税及び国税）

5 入札並びに開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 30 年 8 月 7 日午前 11 時（受付開始は午前 10 時）

(2) 場所 富山市民病院 2 階第一会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の 1 割以上の額の現金又は富山市内に所在する店舗を支払地とした銀行の自己宛小切手（振出日から 5 営業日以内のもの。）を入札執行前までに納めなければならない。

なお、落札者の入札保証金は、当該落札者からの同意を得て契約保証金に充当する。

7 落札者の決定

入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格である者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

8 契約保証金

落札者の契約保証金（6 入札保証金の規定により、契約保証金に充当された入札保証金をいう。）は、全額を売払代金に充当する。

9 入札の無効

富山市契約規則（平成 17 年富山市規則第 37 号）第 12 条各号に掲げる入札及び富山市民病院市有財産売り払い一般競争入札心得に規定する事項に違反した入札は、無効とする。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の日から 7 日以内（休日は算入しない。）に契約を締結しなければならない。当該期間内に契約を締結しない場合、落札者としての権利を失うとともに入札保証金は返還しない。

1 1 売払代金の支払

落札者は、富山市病院事業管理者が指定する方法により、富山市病院事業管理者が指定する期限までに売払代金を支払わなければならない。

1 2 所有権の移転の時期

落札された公有財産の所有権は、公有財産の売払代金が全額納付されたことをもって落札者に移転する。

1 3 公有財産の引渡し等

- (1) 落札された公有財産の引渡しは、所有権の移転時をもって行う。
- (2) 落札された公有財産の引渡しは、所有権の移転時の現況有姿で行う。
- (3) 財産の引渡し後に、瑕疵（隠れた瑕疵を含む。）があっても本病院は瑕疵担保責任を負わない。

1 4 費用の負担

入札の参加申請及び入札に係る一切の費用は入札参加者が、落札した財産の引渡しに係る一切の費用は落札者が負担する。

1 5 契約に付する条件

落札者は当該売払物件を次に掲げる用途に使用してはならない。

- (1) 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用途
- (2) 暴力団の事務所及びその他これに類する用途
- (3) 反社会的活動のための拠点施設等公序良俗に反する用途

なお、落札者が第三者に対し、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資を目的とし、又はこれに私権を設定する場合も、同様とする。